

# 武蔵野商工会議所工業部会規程

制定実施	昭 33. 8. 15	一部変更	昭 46. 4. 28
一部変更	昭 35. 3. 29	〃	昭 50. 10. 21
〃	昭 38. 9. 25	〃	昭 53. 4. 24
〃	昭 39. 4. 27	〃	平 7. 11. 6
〃	昭 44. 11.	〃	平 12. 11. 7
〃	昭 46. 4. 28	〃	平 20. 4. 20

## 第一章 総則

(名称)

### 第 1 条

本部会は武蔵野商工会議所工業部会（以下部会と称す）と称する。

(所在及び所属)

### 第 2 条

部会は東京都武蔵野市所在の武蔵野商工会議所（以下会議所と称す）の一部会として会議所に属する。

(目的)

### 第 3 条

部会は会議所の定款に定められた原則に基づき部会の会員が営んでいる事業の適切な改善発達及び会員相互の協力、親善を図ることを目的とする。

(事業)

### 第 4 条

部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 工業に関する調査、研究
- (2) 工業に関する情報及び資料の収集並びに刊行
- (3) 工業従事者の福利厚生に関する行事
- (4) 工業に関する講演会及び講習会の開催
- (5) 部会の意志の表示及び要望
- (6) 工業に関する技術及び技能の普及及び検定
- (7) 会員相互の協力
- (8) 他部会及び関係諸団体との協調
- (9) その他部会の目的を達成するために必要な事業

(会議所定款の準用)

#### 第5条

1. この規程で定めるものの他、業務の執行について必要な事項は、評議員会の議決を経て規約で定める。
2. この規程並びに前項の規約に定めてあるものの外は会議所の定款によるものとする。

### 第二章 会員

(会員資格)

#### 第6条

部会は会議所の会員のうち当部会該当業種を営むものを持って会員とする。

### 第三章 役員

(役員の種類及び数)

#### 第7条

1. 部に次の役員を置く
  - (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 3名以内
  - (3) 評議員 改選年の4月1日現在の総部会員数の1/3以内
  - (4) 監事 2名
2. 法人その他の団体であつて、前項の評議員、監事となつた者は、その職務を行う者1人を定め、書面を持って、本部会に届けでることができる。

(役員を選任)

#### 第8条

評議員、監事は部会総会（以下総会と称す）において部会員中より選出する。選出の方法は選挙、又は総会の認める他の方法による。部会長は評議員の中より選挙、又は評議員会の認める他の方法で選出する。副部会長は部会長が指名する。選挙の方法については別に定める規則によるものとする。

(部会長、副部会長の職務)

#### 第9条

1. 部会長は部会を代表し会務を総括する。部会長は必要に応じ会議所の常議員会に出席して、部会に関する意見を述べることができる。
2. 部会長は部会の状況を毎年少なくとも1回議員総会に報告しなければならない。
3. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行し、部会長が欠

員のときはその職務を行う。

(評議員、会計、監事の職務)

#### 第10条

評議員は部会の運営にあたる。

会計は事務局が行う。

監事は部会の業務及び経理を監査しその結果を総会に報告する。監事は部会長、副部会長及び評議員を兼ねてはならない。

(役員の任期)

#### 第11条

部会長、副部会長、評議員、監事の任期はそれぞれ改選年度の10月1日から3年とする。

但し補欠選任された場合は前任者の残任期間とする。役員はすべて任期満了の場合でも後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。第21条の各委員会委員長及び委員もこれに準ずる。役員の再選を妨げない。

(顧問、相談役)

#### 第12条

部会の運営上必要に応じ総会の決議により学識経験者及び部会関係の功労者中から顧問、相談役をおくことができる。

### 第四章 会議

(会議の種類、召集、議長)

#### 第13条

1. 部会の会議は総会、評議員会とし部会長が招集する。
2. 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は、部会長が必要と認めたとき、又は部会員が総部会員の5分の1以上の同意を得て会議の目的たる事項及び招集の理由を明記した書類を部会長に提出して招集を求めたとき開催する。
3. 総会の招集は少なくとも7日前までに各会員に対し会議の目的たる事項、日時・場所につき通知しなければならない。
4. 総会及び評議員会の議長には部会長をもってあてる。部会長事故あるとき又は欠員のときは副部会長が議長となる。部会長、副部会長事故あるとき又は欠員のときは出席者の互選によって議長を定める。

(総会の議事)

#### 第14条

1. 総会は第15条に規定する場合を除き総部会員数の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
2. 総会の議事は第4項の但し書き及び第15条に規定する場合を除き出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 総会における会員の表決権及び選挙権は各々1個とする。
4. 総会においては招集の通知にあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し出席者の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。
5. 総会の表決及び選挙について総会に欠席する会員は委任状により権利の行使を出席会員に委任することができる。
6. 総会においてはその延期又は続行の決議をすることができる。この場合招集の通知は必要としない。

(総会の特別議決方法)

#### 第15条

次に掲げる事項は総会において総部会員の半数以上が出席し出席者の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 規程の変更
- (2) 解散
- (3) 部会員の除名
- (4) 役員解任
- (5) 部会よりの二号議員の選出

(総会の議事録)

#### 第16条

総会の議事については議事録を作成し議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び出席した部会員の二名以上が署名捺印しなければならない。

(総会の決議の効力)

#### 第17条

総会の決議は会議所常議員会の承認を得て会議所の決議とすることができる。

(二号議員の選出)

#### 第18条

部会は総会において部会員のうちより会議所の二号議員を選出する。

(評議員会)

#### 第19条

1. 部会の運営を円滑にするため評議員会を開催する。
2. 評議員会は、部会長、副部会長、評議員、監事をもって組織する。但し、監事は議決権がないものとする。部会員は傍聴することができる。
3. 定例評議員会は原則として毎月1回招集し必要に応じ臨時評議員会を招集することができる。
4. 評議員会は部会の運営に関する重要な事項につき協議し、議決を要する事項については評議員の3分の1以上の出席を要し出席者の過半数により決する。

### 第五章 委員会

#### 第20条

1. 部会の運営と活動を円滑にするため委員会を設ける。
2. 委員会の設置、業務分担並びに委員会委員長及び委員は、評議員会の議決を経て別に定める。

(委員会委員等)

#### 第21条

1. 各委員会に委員長及び委員を若干名置く。
2. 各委員会は委員長がそれぞれ招集し、議長となる。

#### 第22条

1. 部会に関する経費は会議所の経費をもって充用する。
2. 部会運営のため必要ある場合、部会費を部会員より徴収することができる。部会費の金額並びに徴収方法については総会において定める。
3. その他、賛助会費を受け入れることができる。

(会計、事業年度)

#### 第23条

1. 部会の会計及び事業年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
2. 積立金の拠出については、総会の承認をもって決定する。

(変更及び廃止)

#### 第24条

本規程は総会の決議を経なければ変更又は廃止することができない。

## 工業部会規程内規

### 第3章 第12条の顧問、相談役について

制定実施 昭46.4.28

顧問、相談役の人選は、部会長が部会の運営上必要と認めた人を選び、総会の決議を経て委嘱するものとし、任期は特に定めないが、原則として人選したその部会長の在任期間とする。